

津島市子ども条例推進計画(案)に関する意見募集の結果

期 間：平成28年12月20日から平成29年1月27日まで

周 知：広報及び市ホームページにて周知。

意見募集：市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見：1件(1名)

○意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	(5)子どもの育成に係る 相談体制の充実 ・学童期・思春期から成人期 に向けた保健対策の充実	子どもの健康を守るため、子どもの喫煙防止と受動喫煙の危害から守る施策が重要ではないか。	子どもの喫煙防止や受動喫煙の危害から守るため、喫煙防止教育等の施策を実施してまいります。公共施設等の全面禁煙の実施につきましては、国の施策等にあわせて検討してまいります。

津島市子ども条例推進計画新旧対照表

改正後	改正前
<p>○津島市子ども条例推進計画</p> <p>目次</p> <p>1～4 略</p> <p>資料編</p> <p>1～2 略</p> <p>3 子どもに関する施策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子どもに係る相談体制の充実等</p> <p>1 略</p> <p>①家庭訪問による早期発見 略</p> <p>②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 <u>児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>○津島市子ども条例推進計画</p> <p>目次</p> <p>1～4 略</p> <p>資料編</p> <p>1～2 略</p> <p>3 子どもに関する施策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子どもに係る相談体制の充実等</p> <p>1 略</p> <p>①家庭訪問による早期発見 略</p> <p>②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育「いのちの大切さ」での啓発内容の充実に努めます。 <u>児童生徒が抱える健康課題について、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。</u></p> <p>以下 略</p>